

いわき市敬老事業における記念品調達業務委託仕様書

1 業務名

いわき市敬老事業における記念品調達業務委託

2 業務の目的

当市では、昭和 41 年の市制施行以来、多年にわたり社会に尽くされた高齢者を敬愛し長寿を祝い、かつ娯楽の機会を提供することを目的に、毎年「敬老会」を地区別に開催している。

また、「当該敬老会」の開催に際しては、参加者全員に対して記念品を贈呈することにより、祝賀の念を形あるものとして示し、かつ今後の益々のご健勝を祈念しているところである。

これまで記念品の調達に当たっては、地元産品の活用や、いわき地区障がい者福祉連絡協議会への制作委託等、地元の活力を生かした調達等の工夫に努めてきたところであるが、当市の財政状況は益々厳しいものとなっており、本調達に当たっても、これまで以上に費用対効果を高めることが求められている。

以上から、民間の知見を活かしながらより質の高い記念品の調達を図るため、公募型プロポーザル方式により本調達業務の委託業者を選定するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託業務の内容・品目の規格等

(1) 記念品の調達

- ・ 調達する品目（以下、調達品）は、食料品、工作物、繊維既製品等その種類は問わない。ただし、食料品等その品質を保持できる期間や方法に制限があるものについては、概ね常温で 6 ヶ月以上保持できるものに限る。
- ・ 調達品は、目安として下記の重量・大きさを概ね超えないものとするが、「2 業務の目的」を十分に達成できると当市が判断するものであれば、必ずしもこれらに制限するものではない。
 - 重 量： 200 g 以内
 - 大きさ： 横 140mm × 縦 30mm × 高さ 170mm 又は
横 90mm × 縦 90mm × 高さ 90mm 並びにこれらに類するもの
- ・ 数 量： 25,000 個
- ・ 調達品は、必要に応じて適切な包装を行うこと。このとき、「敬老祝」の印字又はのし紙の貼付等を行うこととし、これは契約額の範囲内で行うものとする。詳細は、業者選定後の打合せにて別途協議する。
- ・ 使用者（記念品の受領者）に対して、安全性の不保持やその他深刻な不利益を与える（破

損によるケガ等）蓋然性が高いと当市が判断する調達品は認めない。

(2) 記念品を市内の各出先機関へ納入

調達品は、受託者が以下の各出先機関（18ヵ所）へ直接納入するものとする。

数量内訳等の詳細については、業者選定後の打合せにて別途協議する。

地 区	納 入 場 所	住 所
平	平地区保健福祉センター	平字梅本 21 番地
	中央台市民サービスセンター	中央台飯野四丁目 5 番地の 1
	駅前市民サービスセンター	平字田町 120 番地
	豊間市民サービスセンター	平豊間字洞 120 番地
小名浜	小名浜地区保健福祉センター	小名浜花畑町 34 番地の 2
	江名市民サービスセンター	江名字藪倉 165 番地の 1
	泉市民サービスセンター	泉町四丁目 13 番地の 11
勿来	勿来・田人地区保健福祉センター	錦町大島 1 番地
常磐	常磐・遠野地区保健福祉センター	常磐湯本町吹谷 76 番地の 1
内郷	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	内郷高坂町四方木田 191 番地
四倉	四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	四倉町字西四丁目 11 番地の 3
遠野	遠野支所	遠野町根岸字白幡 40 番地の 1
小川	小川・川前地区保健福祉センター	小川町高萩字小路尻 19 番地の 10
好間	好間支所	好間町中好間字中川原 29 番地の 1
三和	三和支所	三和町下市萱字竹ノ内 114 番地の 1
田人	田人支所	田人町旅人字下平石 191 番地
川前	川前支所	川前町下桶売字久保田 96 番地の 2
久之浜 ・大久	久之浜・大久支所	久之浜町久之浜字中町 32 番地

5 スケジュール（予定）

時 期	作 業 内 容
令和 8 年 6 月上旬 ～ 7 月中旬	業者選定
8 月上旬	契約締結
8 月上旬 ～ 9 月中旬	調達品納入準備
9 月下旬	調達品を各出先機関へ納入

6 その他特記事項

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常に当市と綿密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。

なお、内容に疑義が生じたときは、速やかに当市と協議しなければならない。

- (2) 本業務の連絡調整については緊密に行うこととし、当市からの求めに応じて、受託者は専門

的なアドバイス等の支援をすること。

- (3) 受託者は、本業務の履行に当たって、当市の作業に支障を来すことの無いよう、人員体制等、万全の業務実施体制を整えること。
- (4) 受託者は、受託業務の実施予定及び実施状況について、定期的に当市に報告するとともに、当市から求められた時には速やかに報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、特許法、家庭用品品質表示法、食品衛生法等の各関係法令における規定を遵守すること。
- (6) 受託者は、調達品に対して「いわき市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画・実施計画」にて目指すべき将来像に掲げる「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」に基づく方向性に反する過剰な包装等を行わないこと。
- (7) 納入した調達品に欠損等の不良が確認された場合、受託者は自らの負担により速やかにそれを回収し、かつ代替品を納入すること。ただし、その不良が明らかに受託者の責めに因らないものと判断できる場合は、この限りではない。
- (8) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。ただし、法令に基づく要請があった場合はこの限りではない。
- (9) 受託者は、本業務の調達品（業務の過程で得られた記録等を含む。）を当市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- (10) 本仕様書について定めのない事項等が生じた場合、又は本業務履行上、基本事項の変更の必要が認められた場合には、当市と受託者間で双方協議の上、定めるものとする。